

伐採跡地の用途が森林以外の利用目的の 「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出のみなさんへ

伐採跡地を森林以外の用途に利用されるにあたり、下記の内容に留意してください。

記

- 1 森林の開発行為面積が **1ヘクタールを超える場合**や、隣接の森林の開発と一体性が認められる開発行為で合計面積が1ヘクタールを超える場合は、事前に森林法第10条の2に基づく**林地開発許可の手続きが必要**となりますので、所管の兵庫県各県民局等（別添事務所一覧表）に相談してください。
※ 無許可で開発が行われたり、不正な手段で開発を行ったなどの違反行為があった場合は、森林法に基づき、行政処分（中止命令、復旧命令）を受けることとなります。また、罰則が適用される場合もあります。
- 2 森林の開発行為面積が **0.8ヘクタール以上の場合**は、「小規模林地開発取扱要領」に基づく計画書の提出をお願いします。
別紙様式第1号「**小規模開発計画書**」に開発の内容並びに区域図及び防災施設等の配置を示した平面図、求積図を添付して、所管の兵庫県各県民局等（別添事務所一覧表）に提出してください。
開発行為が完了したときは、別紙様式第2号「**小規模開発行為完了届出書**」を提出してください。
- 3 森林法以外の他法令等で許可・届出が必要な場合は、それらの諸手続を終了した後
に事業着手してください。

林地開発許可制度等の事前相談窓口一覧表

区分	管轄市町名	県民局名	事務所名	課名(係)	連絡先
1	神戸市	神戸県民センター	神戸農林振興事務所	森林課	078-361-8554
2	尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町	阪神北	阪神農林振興事務所	里山・森林課	079-562-8914
3	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町	東播磨	加古川農林水産振興事務所	森林課	079-421-9347
4	西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町	北播磨	加東農林振興事務所	森林課	0795-42-9425
5	姫路市(旧宍粟郡安富町を含む)・神河町・市川町・福崎町	中播磨県民センター	姫路農林水産振興事務所	森林課	079-281-9293
					079-281-9289
6	相生市・赤穂市・上郡町・佐用町・たつの市・宍粟市・太子町	西播磨	光都農林振興事務所	森林第2課	0791-58-2349
				森林第1課	0791-58-2198
7	豊岡市・香美町・新温泉町		豊岡農林水産振興事務所	森林課	0796-26-3701
					0796-26-3699
8	養父市・朝来市	但馬	朝来農林振興事務所	森林第1課	079-672-6884
				森林第2課	079-672-6882
9	篠山市・丹波市	丹波	丹波農林振興事務所	森林課	0795-73-3798
					0795-73-3796
10	洲本市・淡路市・南あわじ市	淡路	洲本農林水産振興事務所	森林課	0799-26-2104
11	県下全域(但し、新規のゴルフ場開発のみ)	-	農政環境部環境創造局森林保全室	森林保全班	078-341-7711 (内線 4143)

2段書きの下段は、地域森林計画対象森林の照会・回答についての担当課

小規模開発計画書

兵庫県〇〇〇県民局長 様

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表の氏名) 印

下記のとおり小規模開発行為を計画しましたので、届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所		
森林の所有者	住所 氏名 TEL	
開発行為を行う者	住所 氏名 TEL	
開発行為に係る 森林面積	実測または見込みで ha を単位とし、小 数点第 2 位まで記載	
開発行為の目的		
開発行為後に設置する 施設など		
開発行為の実行期間		
主な防災施設及び土砂 流出防止の措置		
関係する法令等の状況		
添付図面	1. 区域図 2. 平面図 3. 求積図	区域図：1/5,000 程度 平面図：防災施設等の配置を 示すもの

小規模開発行為完了届出書

兵庫県〇〇〇県民局長 様

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表の氏名) 印

下記の小規模開発行為が完了しましたので、届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
森林の所有者	住所 氏名 TEL
開発行為をした者	住所 氏名 TEL
開発行為に係る 森林面積	実測または見込みでhaを単位とし、小数 点第2位まで記載
開発行為の目的	
開発行為後に 設置する施設など	
開発行為の完了年月日	
備考	
関係する法令等の状況	

注) 着手前の区域図と完了時の開発行為の区域が相違する場合は、完了時の区域図を添付して下さい。

小規模林地開発取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、森林法（以下「法」という。）第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の提出があったもののうち、森林を伐採した後の林地を森林以外の目的に利用する場合において、土砂の流出や災害の防止に配慮した適正な林地の利用を行うとともに適法な開発行為に誘導することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「開発行為」とは、法第5条に規定する地域森林計画対象民有林区域内における土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。

2 この要領において「小規模開発」とは、法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可（以下「林地開発許可」という。）を要する法施行令第2条の3（以下「政令」という。）に規定する規模に達しない森林の開発行為で規模が0.8ヘクタール以上の行為をいう。

第2章 小規模開発行為の指導

(小規模開発計画書の提出及び指導)

第3条 小規模開発が行われる場合について、県民局長は次の各号の区分により適切な開発行為に誘導するものとする。

(1) 小規模開発の把握

ア 伐採跡地を森林以外の用途に供するため、市町長へ提出される法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書について、市町長に当該届出書の写しの提出を求める。

イ 森づくり指導巡視や市町が行う森林管理巡視などのほか、県民局内の関係機関及び市町と連絡調整するなどして、小規模開発に関する情報の収集に努める。

(2) 小規模開発計画書の提出

ア 開発行為者に対し、小規模開発計画書（様式第1号）の提出を求める。

イ 小規模開発計画書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を実施し、開発行為者に対し、当該小規模開発について林地開発許可基準に準じて開発行為をするよう協力を求める。

ウ 開発行為が完了したときは、小規模開発行為完了届出書（様式第2号）の提出を求める。

エ 当該小規模開発の指導を行う場合は、市町との連絡調整を密にする。

2 前項により把握した情報、調査及び指導の経過記録等は、小規模開発台帳（様式第3号）に記録するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。